

つくばみらい市規則第**21**号

つくばみらい市茨城県屋外広告物条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年**7**月**26**日

つくばみらい市長



つくばみらい市茨城県屋外広告物条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市茨城県屋外広告物条例等の施行に関する規則（平成18年つくばみらい市規則第97号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「屋外広告物自己点検書」を「屋外広告物安全点検報告書」に改め、同項を同条第4項に改める。

第4条第2項の次に次の1項を加える。

3 県条例第9条の2第2項の規定による点検について、第1項の規定による許可の更新を申請しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に行わせなければならない。

(1) 県条例第21条の2の規定により広告物等を管理する者を置く広告物であって建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項第3号に該当するもの次に掲げる者

ア 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

イ 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士

エ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第3項に規定する特種電気工事資格者（電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）第2条の2第1項第1号に規定するネオン工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者に限る。）

(2) 県条例第21条の2により広告物等を管理する者を置く広告物等（前号に掲げる広告物等を除く。）前号に掲げる者又は県条例第21条の2第2項各号のいずれかに該当する者

(3) 第1号及び前号以外の広告物等 前号に掲げる者又は当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者

様式第5号（第4条関係）を次のように改める。

## 屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

つくばみらい市長 様

住所

氏名

電話番号（ ）

法人にあつては主たる事務所の所在地、  
商号又は名称及び代表者の氏名

屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

広告物等の種類		屋上看板・壁面看板・突出看板・建植看板・その他			
表示又は設置の場所					
表示又は設置の年月日		年 月 日	点検年月日	年 月 日	
点検者（管理者）		氏名			
		住所			
		電話番号			
		資格名称			
点検箇所	点検項目		異常の有無	改善の概要	
上部基礎構造	1 上部構造全体の傾斜又はぐらつき		有	無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間又は支柱ぐらつき		有	無	
	3 鉄骨のさび発生又は塗装の老朽化		有	無	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部、プレート）の腐食、変形又は隙間		有	無	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ又は欠落		有	無	
取付部	1 アンカーボルト、取付部プレートの腐食又は変形		有	無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等		有	無	
	3 取付対象部（柱、壁、スラブ）又は取付部周辺の異常		有	無	
広告板	1 表示面板、切り文字等の腐食、破損、変形又はビス等の欠落		有	無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形又は欠損		有	無	
	3 広告板底部の腐食又は水抜き孔の詰まり		有	無	
照明装置	1 照明装置の不点灯又は不発光		有	無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび又は漏水		有	無	
	3 周辺機器の劣化又は破損		有	無	
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食又は破損		有	無	
	2 避雷針の腐食又は損傷		有	無	
	3 その他点検した事項（ ）		有	無	

**備考**

広告物等の種類により、該当する点検箇所又は点検項目がない場合は、「改善の概要」に斜線を引いてください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のつくばみらい市茨城県屋外広告物条例等の施行に関する規則（次項において「改正前の規則」という）の規定によりなされた申請その他の手続きは、この規則による改正後のつくばみらい市茨城県屋外広告物条例等の施行に関する規則によりなされたものとみなす。
- 3 改正前の規則に基づく用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。